

鉄道事業再構築事業の概要

鉄道事業再構築事業

- 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象
- 地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、実施

内容

経営の改善
地方公共団体等の支援
+
事業構造の変更
例：上下分離

目的

当該路線における
輸送の維持



国土交通大臣による計画の認定

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営」方式の上下分離(*)について、同法における事業許可基準のうち事業採算性に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例

(*) 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行业者に無償で使用させるもの。
この場合、計画認定の審査に際して、経営上の適切性の審査を要しない。

支援措置

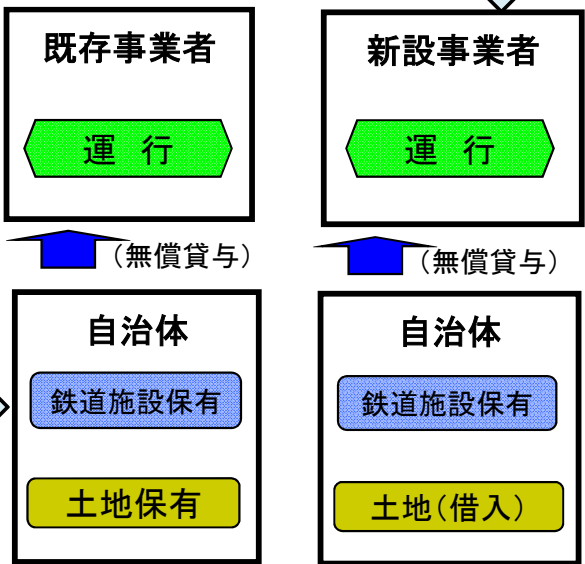
鉄道設備整備に対する『鉄道軌道安全輸送設備等整備事業』の予算(補助率かさ上げ等)、税制特例を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

事業構造の変更パターン

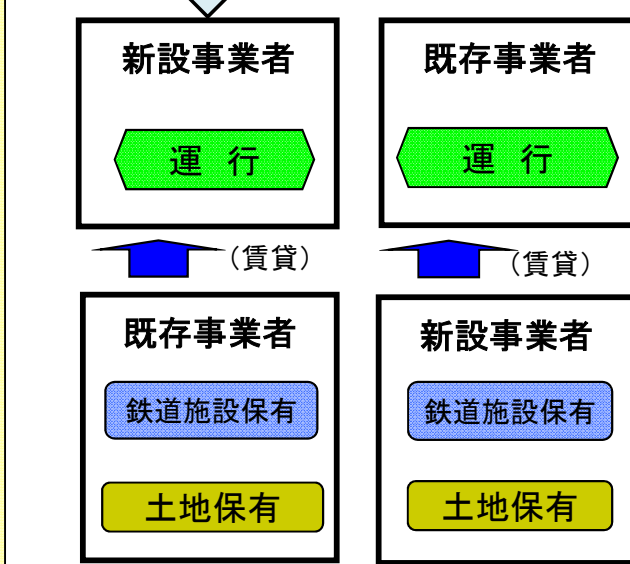
若桜鉄道、信楽高原鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道のケース

公有民営の例

四日市あすなろう鉄道のケース

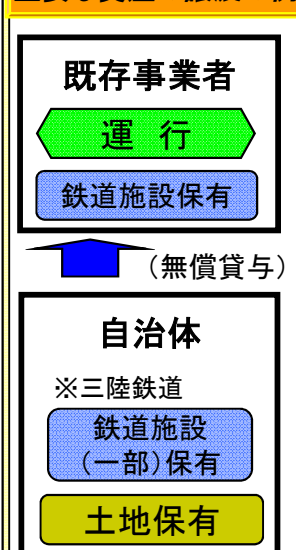


北近畿タンゴ鉄道のケース



福井鉄道、三陸鉄道、山形鉄道のケース

重要な資産の譲渡の例



事業譲渡の例

